

健康福祉審議会	2025/6/2	資料3
第8回 地域福祉・成年後見部会		

「中野区成年後見制度の利用・法人後見に関する基礎調査」の実施結果について

1 目的

中野区内で高齢者や障害者にサービスを提供している事業者に対して成年後見制度の利用と法人後見に関する調査を行うことで、成年後見制度の利用促進に対する課題を明らかにするとともに、法人後見実施団体の支援に資する基礎的な資料の収集を目的とする。

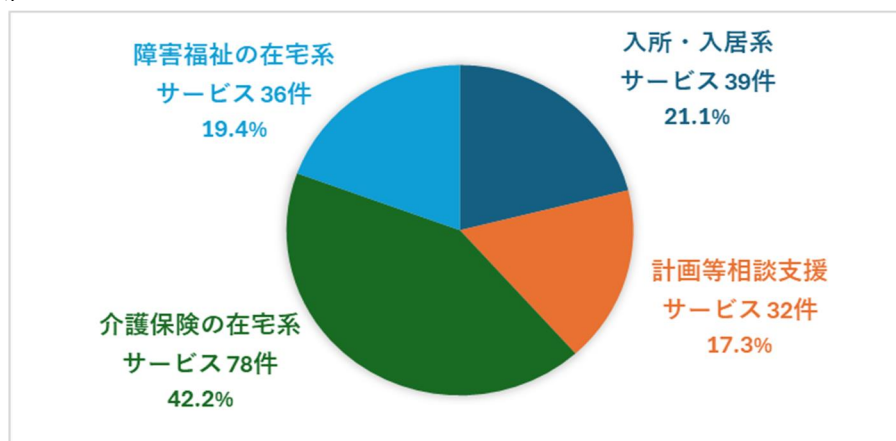
2 調査対象者

中野区内の37種類の指定介護保険サービス事業所及び障害者福祉サービス事業所
455件

3 回答状況

有効回収数161件（回収率35.4%）

（内訳）



※一つの事業所が、複数のサービス（例えば介護保険の訪問介護と障害福祉の居宅介護など）を提供している場合があるため、有効回収数と内訳の合計件数は一致しません。

4 調査期間

令和6年9月12日～令和6年9月30日

5 調査方法

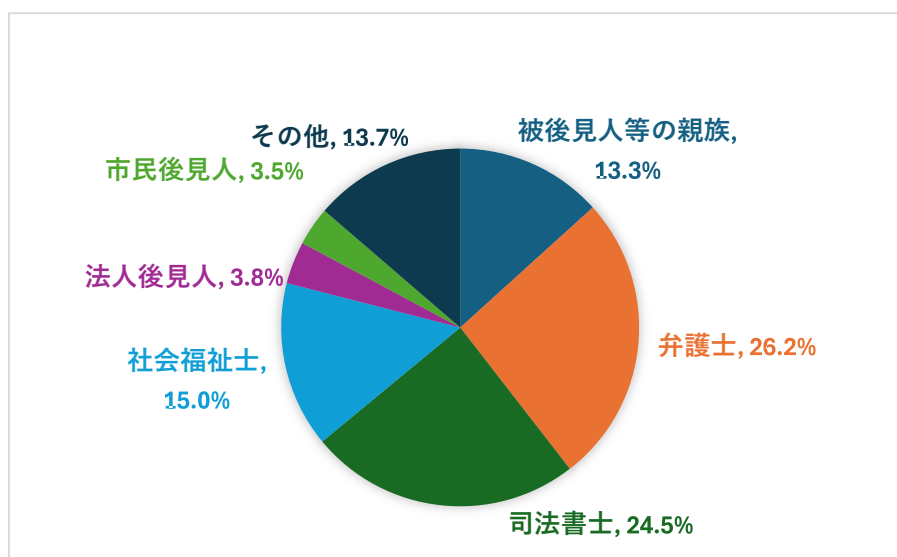
調査票の配布は郵送により行い、調査票の回収は郵送又はウェブサイトによるインターネット回答の選択制で行った。

6 調査結果

(1) 成年後見制度の利用状況について

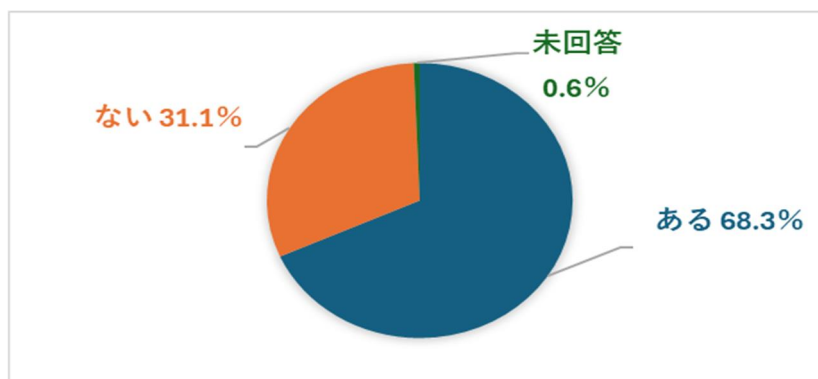
回答した事業所等で成年後見制度を利用している人は298人で、回答事業所の利用数総数に対する割合は約2.6%だった。

成年後見人等の属性としては、一番多かったのが弁護士で26.2%、次いで司法書士24.5%、社会福祉士15.0%、この3職種を合計すると65.7%だった。また被後見人等の親族は13.3%だった。

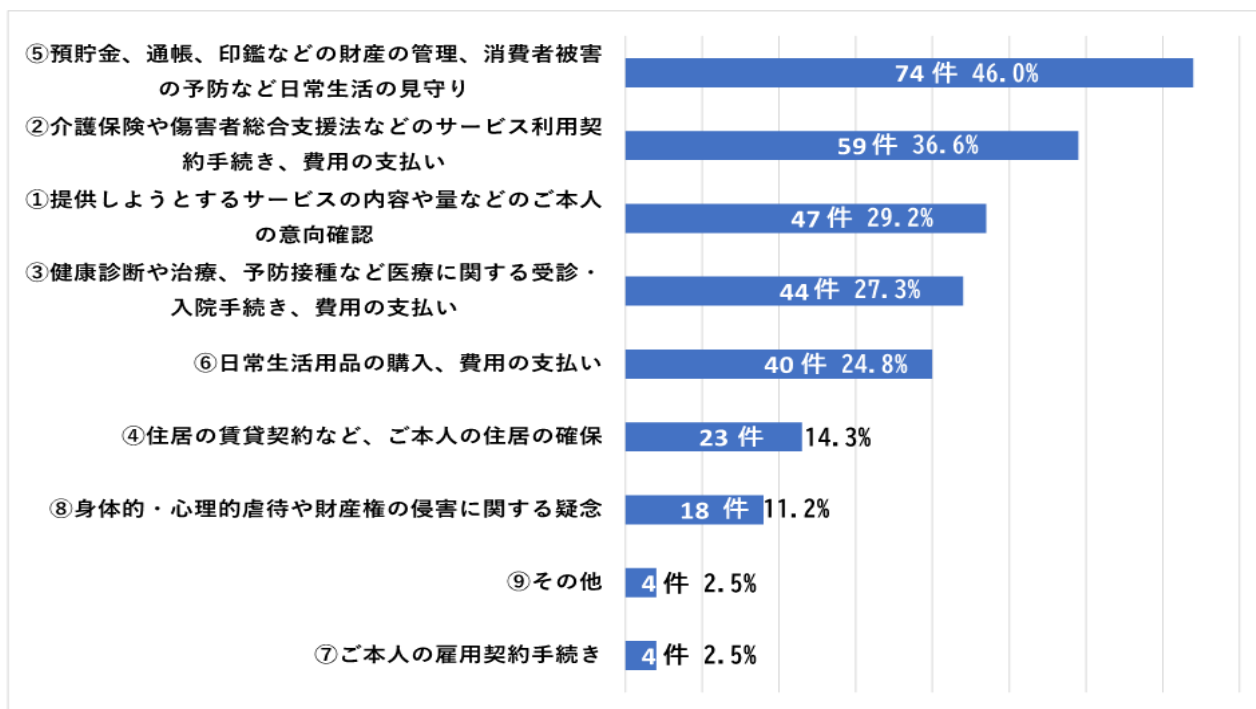


(2) 意思決定支援が必要と思われる利用者について

判断や意思決定支援が必要と思われる利用者について、成年後見人等がいないことによってサービス提供上の不都合を感じたことや利用者の日常生活に関して心配になったことがありますかとの質問には、161事業所のうち110事業所が「ある」と回答した。

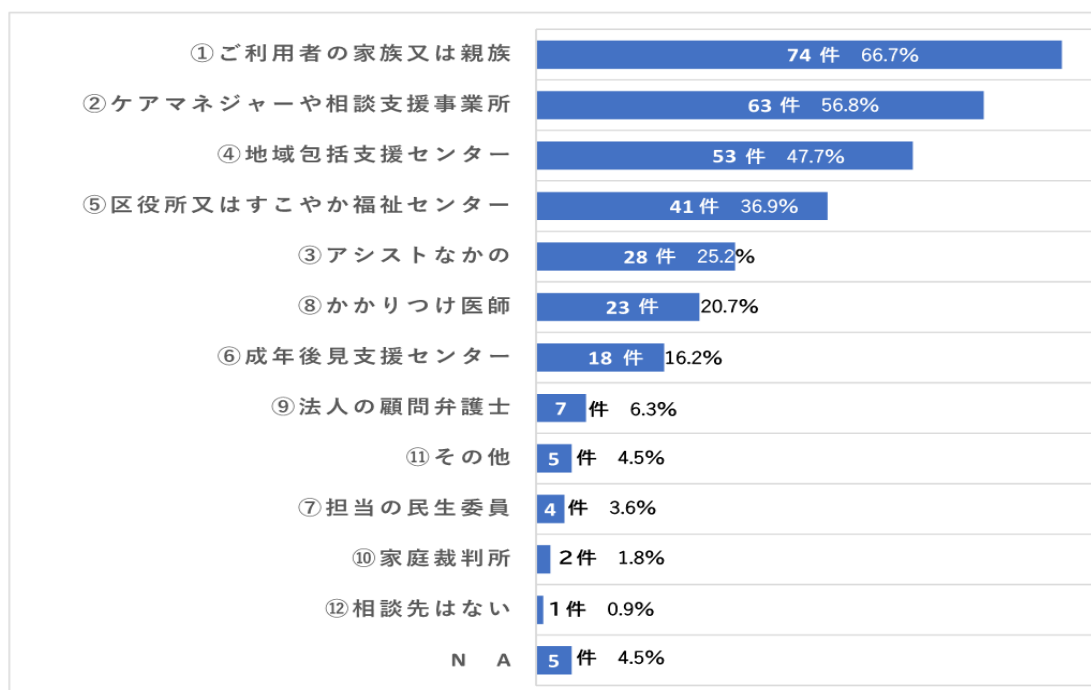


また、サービス提供上の不都合及び利用者の日常生活に関して心配になったことの内容やその割合については、以下のとおりだった。



(3) サービス事業者の相談先について

利用者に上記(2)のようなサービス提供上の不都合や日常生活に関する心配ごとがあった場合の相談先は、次のとおりだった。

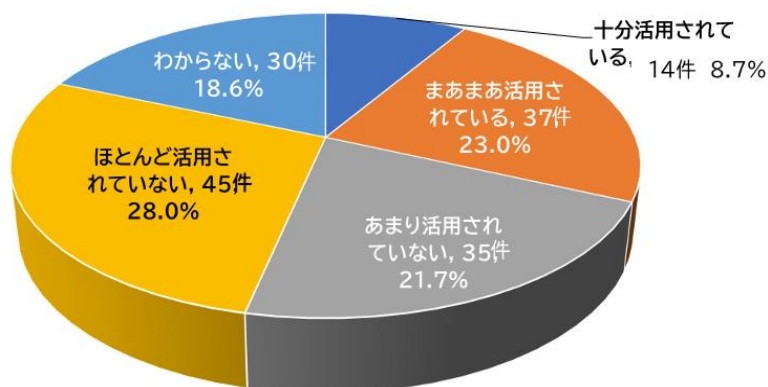


(4) 現在のサービス利用者中、意思決定支援が必要と思われるおおよその人数

サービス利用者のうち、意思決定支援が必要と思われるおおよその人数を聞いたところ、総計で197人程度だった。これは、サービス利用者総数の約2.1%である。

(5) 成年後見制度活用状況

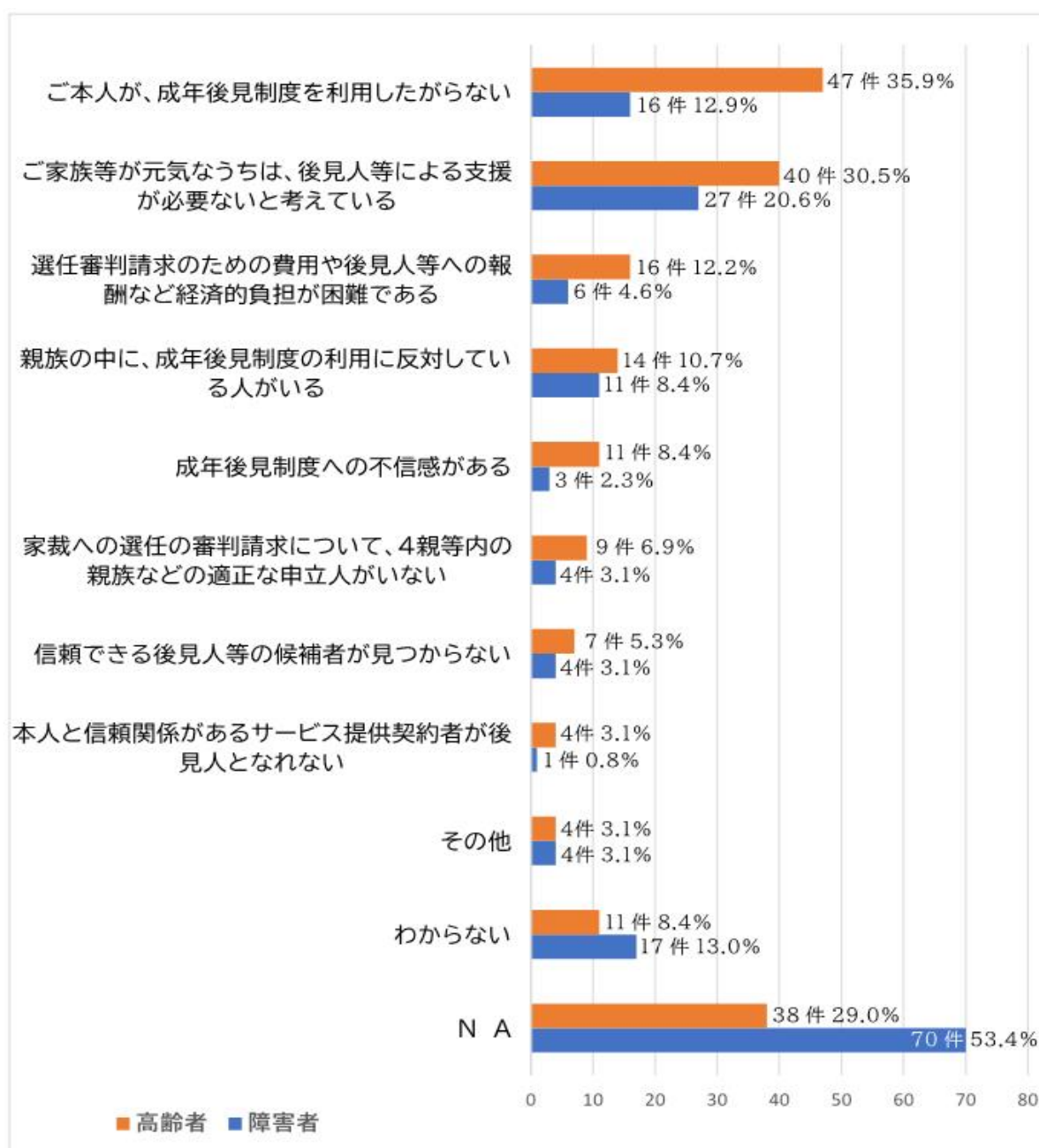
現在のサービス利用者の成年後見制度活用状況について、事業所側ではどのように認識しているか聞いたところ、「十分活用されている」「まあまあ活用されている」を合わせると31.7%。「あまり活用されていない」「ほとんど活用されていない」を合わせると、49.7%だった。



(6) 事業所が考える成年後見制度の利用が進まない理由

成年後見制度の利用が必要なのに、後見人等が選任されていない方がいる場合、その理由だと思われるものを、利用者が高齢者の場合と障害者の場合に分けて3つまで選んでもらったところ、一番多かったのは高齢者の場合は「ご本人が成年後見制度を利用したがない」で、障害者の場合は「ご家族等が元気なうちは、後見人等による支援が必要ないと考えている。」だった。

二番目に多かったのは、逆に高齢者の場合が「ご家族等が元気なうちは、後見人等による支援が必要ないと考えている。」で、障害者の場合が「ご本人が成年後見制度を利用したがない」で、以下は次ページのとおりだった。



(7) 成年後見制度の利用等についての日頃感じていることやご意見について

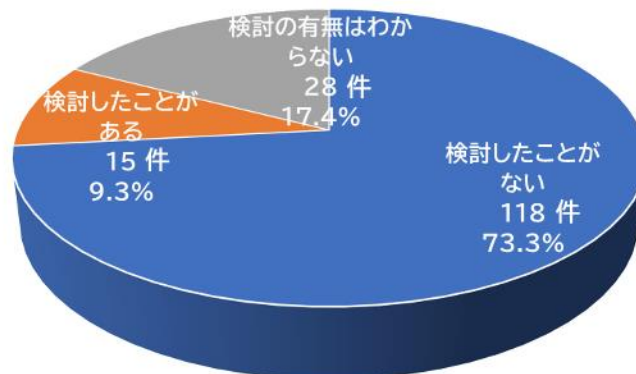
成年後見制度の利用等について自由記載で意見などを求めたところ、次のような回答があった。

- 制度が複雑で家族が理解できない。また、その業務量が多すぎて時間と日数がかかる。
- 任意後見でも法定後見でも費用がかさむことを気にしている方が多い。
- 家族の体調不良など、必要性を感じてから初めて制度や相談窓口を調べることでなることが多い。制度の周知、広報はどのようになっているのか。
- 財産も少ないし家族がいれば必要ないと思っている方が多い。

- 在宅生活を送っている方は、元気で一人で生活できていると感じている方なので、成年後見人を必要と考えていない。後見人の必要性を感じても、実際に後見人につながるケースはほとんどない。
- 認知症の親本人の意思はほとんど認められず、介護者の都合で施設等決められてしまう。
- まだ若い利用者が多く差し迫った状況になっていないが、恐らく家族の体調不良等の理由がないと考えるきっかけも少ないのではないかと感じる。
- 制度活用が必要なご利用者が制度をしっかりと理解できないことで、同意を貰うことが困難なケースが多いと感じている。

(8) 事業者の運営法人による法人後見活動の検討状況

事業所の運営法人が、法人後見活動への参入について検討したことがあるか聞いたところ、検討したことがあるとの回答が15事業所（9.3％）からあった。



また、「検討したことがある」との回答をした15事業所に、検討した結果を聞いたところ、「参入は難しい」「検討を終えた」という回答が多かったが、法人の公益事業として検討をすすめるというところや、都内で法人後見の取組みをすすめているというものが、合わせて2件あった。

(9) 法人後見の推進に関する事業所の意見

法人後見を推進するための方策としてどのようなことが考えられるか聞いたところ、次のような回答があった。

- 法人の利益の為に利用されることのないように厳重な監視や指導を徹底。
- 市区町村ごとに行政主導による法人の設置とする方が、利益相反にもならず、第三者的な立場での後見活動が可能になる。

- 法人後見はメリットが多いが、しっかりとした報酬制度やコンプライアンスの維持が課題。
- 福祉業界の法人後見参入はサービス利用者にとってメリットが大きいが、法人には負担でしかない。行政による報酬支援制度が必要。
- 法人後見のメリットに関する広報活動の強化。
- 法人間のネットワーク構築促進、専門職団体との連携強化、市民後見人との協働体制の整備。

7 今後について

本調査結果は、7月の成年後見制度連携推進協議会でも報告し、成年後見制度利用促進及び法人後見団体支援に向けての協議の材料とするほか、今後の施策及び取り組みについて検討する際の資料として活用する。